

# 横浜市立釜利谷中学校同窓会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、横浜市立釜利谷中学校同窓会（以下「本会」という。）と称し、事務局を横浜市立釜利谷中学校内に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、横浜市立釜利谷中学校（以下「学校」という。）を卒業した者をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の扶助並びに福利の増進を図るとともに、学校との協働により、自らの意思に基づいて学校の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本校の卒業証書授与式において卒業生に記念品を贈呈すること
- (2) 会員相互の扶助・親睦に関すること
- (3) 学校における安全・安心の増強に関すること
- (4) 生徒の自らの意思による地域社会への参画に関すること
- (5) 学校における教育活動の支援に関すること
- (6) 学校における PTA 活動の支援に関すること
- (7) 学校における生徒会活動の支援に関すること

## 第2章 役員

(役員の種類)

第5条 本会に次の役員を可能な限り置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名以上2名以内
  - (3) 書記 1名
  - (4) 会計 1名
  - (5) 監事 1名以上2名以内
- 2 前項の役員は総会において選出する。

(役員 の 責務)

第6条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。
- 3 書記は、議事録を残し、会の活動内容を広く広報する。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理する。(ただし、学校の副校長が代任する。)
- 5 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 会の財務および業務を監査する。
  - (2) 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員 の 任期)

第7条 役員 の 任期は 1 年とする。(ただし、再任を妨げない。)

2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 総会

(総会の種別)

第8条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月のPTA総会に合わせて開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、会員から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集することができる。

(総会の招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の30日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) その他の重要事項

(総会の定足数)

第11条 総会は、ホームページで広報し、参加申込書を提出した者の出席で開くことができる。(委任状を提出した会員も、出席者とみなすものとする。)

(総会の議決)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員も含む。)
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人1名以上の署名押印をしなければならない。

### 第4章 役員会

(役員会の構成)

第14条 本会の中に役員会を置く。

2 役員会は、第6条で定める役員(ただし、監事を除く。)をもって構成する。

(役員会の招集)

第15条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第16条 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会において議決された事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第5章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費等をもってこれにあてる。

(会費)

第18条 会員は、500円を会費として本会に納入するものとする。

2 学校を卒業すると同時に入会となり、3年次に徴収する。

3 減額又は猶予することはできない。

(事業年度及び会計年度)

第19条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第20条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第21条 出納簿と出金伝票綴り及び会計報告書を作成し、これを年1回総会で提出して承認を得る。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 付則

この会則は、平成26年5月10日から施行する。